ぎふしん定期性総合口座規定

令和元年10月1日現在

1. 総合口座取引

- (1) 次の各取引は、ぎふしん定期性総合口座として利用すること(以下、「この取引」といいます。)ができます。
 - ① 普通預金
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金 (M型)、自由金利型定期預金、変動金利定期預金および定額複利預金 (以下、これらを「定期預金」といいます。)
 - ③ 定期積金(以下、「定期預金」と合わせて「この預積金」といいます。)
 - ④ 第2号の定期預金または第3号の定期積金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該取引の規定により取扱います。

なお、発行済の定期積金証書(または定期積金通帳)を総合口座に組入れた場合は、総合口座定期積金 担保明細控として取扱います。

2. 取扱店の範囲

- (1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金 (M型)、変動金利期預金および定額複利預金の預入れは、1 口10,000円以上(ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。)自由金利型定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、これらの預金の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。

3. 定期預金の自動継続

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金および定額複利預金は、通帳記載の定期性預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金、定額複利預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された定期預金についても前項と同様とします。ただし、継続の回数は999回を限度とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申し出てください。ただし、期日指定定期預金および定額複利預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申し出てください。

4. 預金の払戻し等

- (1) 普通預金の払戻しまたはこの預積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)して、この通帳および総合口座定期積金担保明細控とともに提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。) をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

5. 預金利息の支払い

- (1) 普通預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。) 1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ普通預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) 定期預金の利息は元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. 当座貸越

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金および定期積金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。ただし、当座貸越金をもってこの取引の定期積金の掛金払込みは自動支払いいたしません。
- (2) 前項による当座貸越の限度額(以下、「極度額」といいます。) は、この取引の定期預金および定期積



金の合計額の90%(円未満は切り捨てます。)または500万円のうちいずれか少ない金額とします。

(3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除き

ます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. 貸越金の担保

- (1) この取引に定期預金または定期積金があるときは、後記第2項の順序に従い、定期預金および定期積金の合計額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金または定期積金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金および定期積金が数口あるときは、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
- (3)① 貸越金の担保となっている定期預金および定期積金について、解約または(仮)差押があった場合には、第6条第2項により算出される金額については、解約された預積金の金額、または(仮)差押にかかる預積金の金額を除外することとし、第1項および第2項と同様により貸越金の担保とします。
 - ② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. 貸越金利息等

- (1)① 貸越金の利息は、付利単位を100円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ、普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合 その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
 - B. 定期積金を貸越金の担保とする場合 その定期積金ごとにその約定利回に年1.00%を加えた利率
 - C. 自由金利型定期預金 (M型) を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期預金 (M型) ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
 - D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合 その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
 - E. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
 - F. 定額複利預金を貸越金の担保とする場合 その定額複利預金ごとにその「5年」の利率に年0.50%を加えた利率
 - ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
 - ③ この取引の定期預金および定期積金の全額の解約により、定期預金および定期積金のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%(年365日の日割計算)とします。

9. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) この通帳および総合口座定期積金担保明細控や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳および総合口座定期積金担保明細控または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期 預金の元利金の支払い、ならびに定期積金の給付契約金等の支払い、または通帳および総合口座定期積金 担保明細控の再発行は当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人 を求めることがあります。なお、通帳および総合口座定期積金担保明細控を再発行する場合、店頭備え付 け「手数料のご案内」記載の手数料をいただきます。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。



- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. 印鑑照合等

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名・暗証)を届出の印鑑(または署名鑑・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. 即時支払

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金
 - があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6ヵ月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金
 - 庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ③ 定期積金の払込みが6ヵ月以上遅れているとき

13. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

14. 解約等

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金、定期積金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは別途に定期預金証書(通帳)を発行し、定期積金の残高があるときは別途に定期積金証書(通帳)を発行します。
- (2) 第12条各号の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はいつでも取引を停止し、または通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨



害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、 またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (4) 前項に基づく解約をした場合に、第15条の差引計算等により、なお普通預金の残高があるときは、この 通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出 または保証人を求めることがあります。

15. 差引計算等

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金および定期積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金または定期積金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算 実行の日までとし、定期預金および定期積金の利率(利回)はその約定利率とします。

16. 譲渡、質入れ等の禁止

- (1) 普通預金、定期積金、定期預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利およびこの 通帳、総合口座定期積金担保明細控は譲渡または質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三 者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

17. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預積金が第7条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、 通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこ えることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預積金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率(利回)は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

